風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここ に公布する。

令和6年9月13日

香川県公安委員会委員長 L 枝 康

### 香川県公安委員会規則第9号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則 (風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章・第2章	第1章・第2章
第3章 風俗営業者の遵守事項等(第10条 <u>-</u> 第11条)	第3章 風俗営業者の遵守事項等(第10条 <u>・</u> 第11条)
第4章~第6章 略	第4章~第6章 略
附則	附則
(風俗営業者の行為の制限)	(風俗営業者の行為の制限)
第10条 略	第10条 略
(風俗営業に係る営業所の管理者の兼任の承認等の手続) 第10条の2 施行規則第37条ただし書の承認を受けようとする者は、別記様式第5号の2の風俗営業に係る営業所の管理者の兼任承認申請書により、公安委員会に申請しなければならない。 2 公安委員会は、前項の承認をしたときは別記様式第5号の3の風俗営業に係る営業所の管理者兼任承認通知書を、承認をしなかったときは別記様式第5号の4の風俗営業に係る営業所の管理者兼任不承認通知書を交付するものとする。	
(管理者講習)	(管理者講習)
第11条 略	第11条 略
(不認定通知書の様式等)	(不認定通知書の様式等)
第16条 略	第16条 略
(特定遊興飲食店営業に係る営業所の管理者の兼任の承認等の手続)	

第16条の2 第10条の2第1項及び第2項の規定は、施行規則第97条第1項 において準用する施行規則第37条ただし書の承認の手続について準用する。

(管理者講習)

第17条 略

(少年指導委員の活動区域等)

第21条 略

2 略

3 公安委員会が少年指導委員を委嘱したときは、その者の氏名を関係地域の住民に周知させるよう、<u>インターネットの利用その他の適切な方法によ</u>り公表しなければならない。

 $4\sim6$  略

(管理者講習)

第17条 略

(少年指導委員の活動区域等)

第21条 略

2 略

3 公安委員会が少年指導委員を委嘱したときは、その者の氏名<u>及び連絡先</u>を関係地域の住民に周知させるよう、<u>警察署の掲示板への掲示その他適当</u>な措置をとらなければならない。

 $4\sim6$  略

# 別記様式第5号の2(第10条の2、第16条の2関係)

風俗営業に係る営業所の管理者 特定遊興飲食店営業に係る営業所の管理者 兼任 承 認 申 請 書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則 第37条

の規定により、 風俗営業に係る営業所の管理者 の兼任の承認 特定遊興飲食店営業に係る営業所の管理者

#### を申請します。

風俗営業の							
営業所	住	所					
又は							
特定遊興飲食							
店営業の営業	氏	名					
所の管理者							
現在選任されて	いるか	営業	<b></b> 養所	兼任し	しよう	とす	る営業所
名 称				名		称	
所 在 地				所	在	土	
兼任を申請する	理由						
1							

#### 備考

- 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

# 別記様式第5号の3 (第10条の2、第16条の2関係)

風俗営業に係る営業所の管理者 特定遊興飲食店営業に係る営業所の管理者 兼任 承 認 通 知 書

年 月 日

殿

香川県公安委員会

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則 第97条

の規定に基づく 風俗営業に係る営業所の管理者 特定遊興飲食店営業に係る営業所の管理者

ので通知する。

風俗営業の						
営業所	住 所					
又は						
特定遊興飲食						
店営業の営業	氏 名					
所の管理者						
現在選任されて	いる営	業所	兼任し	よう	とす	うる営業所
名 称			名		称	
所 在 地			所	在	土	
承認に当たって	の条件					

#### 備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

# 別記様式第5号の4 (第10条の2、第16条の2関係)

風俗営業に係る営業所の管理者 兼任 不承認通知書 特定遊興飲食店営業に係る営業所の管理者

年 月 日

殿

香川県公安委員会 印

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則 第37条 第97条

の規定に基づく 風俗営業に係る営業所の管理者 の兼任を承認しない 特定遊興飲食店営業に係る営業所の管理者

こととしたので通知する。

風俗営業の						
営業所	住 所					
又は						
特定遊興飲食						
店営業の営業	氏 名					
所の管理者						
現在選任されて	いる営	<b>業</b> 所	兼任しよ	うとする	る営業所	
名 称			名	称		
所 在 地			所 在	地		
承認しないこと	としたヨ	里由				

#### 備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第2条 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(平成12年香川県公安委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

			改正後							改正前		
別表	き (第2条関係)					別	表(	第2条関係)				
73.32				公安	警察	72.15		<u> </u>			公安	警察
	法令等	条項号	内容	委員	本部			法令等	条項号	内容	委員	本部
	12 14 13	)( )( )	1 3 1	会	長			124 14 13	>/C >/. 3	1.4.11	会	長
F	1~7 略			-,	1 4 4		1	<u>~ 7 略</u>				
Ī	8 風俗営業等の	略					8	, .	略			
	規制及び業務の							規制及び業務の				
	適正化等に関す							適正化等に関す				
	る法律(昭和23							る法律(昭和23				
	年法律第122号)							年法律第122号)				
	(1) 風俗営	第10条第	B2項~第26条第2項 略					(1) 風俗営	第10条第	32項~第26条第2項 略		
	業等の規制	第37条	風俗営業に係る営業所の		0			業等の規制				
	及び業務の	ただし	管理者の兼任の承認及び					及び業務の				
	適正化等に	<u>書</u>	不承認					適正化等に				
	関する法律	第40条第	3項~第94条第2項 略					関する法律	第40条第	32項~第94条第2項 略		
	施行規則(	第97条	特定遊興飲食店営業に係		<u>O</u>			施行規則(				
	昭和60年国	第1項	る営業所の管理者の兼任					昭和60年国				
	家公安委員		の承認及び不承認 (第37					家公安委員				
	会規則第1		条ただし書の準用)					会規則第1				
	号)	第97条第	B4項~第112条第2項 略	,				号)	第97条第	54項~第112条第2項	略	
	(2)~(4) ₽	各						(2)~(4) 略	<u></u>			
	(5) 風俗営	第4条~	-第9条第2項 略					(5) 風俗営	第4条~	第9条第2項 略		
	業等の規制	第10条	風俗営業に係る営業所の		<u>O</u>			業等の規制				
	及び業務の	の2第	管理者兼任承認通知書又					及び業務の				
	適正化等に	2項	は風俗営業に係る営業所					適正化等に				
	関する法律		の管理者兼任不承認通知					関する法律				
	施行細則(		<u>書の交付</u>					施行細則(				
	平成12年香	第12条~	-第16条第2項 略					平成12年香	第12条~	第16条第2項 略		
	川県公安委	第16条	特定遊興飲食店営業に係		<u>O</u>			川県公安委				
	員会規則第	<u>Ø 2</u>	る営業所の管理者兼任承					員会規則第				

13号)	認通知書又は特定遊興飲 食店営業に係る営業所の 管理者兼任不承認通知書 の交付(第10条の2第2 項の準用)	13号)
	第21条第4項~第22条第2項 略	第21条第4項~第22条第2項 略
9~102 略 備考 略		9~102 略 備考 略

附 則 この規則は、公布の日から施行する。